

政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程（平成十八年山口県議会規程第一号）新旧対照条文

線改正部分

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">政務調査費の交付に関する条例施行規程 （平成十三年山口県議会規程第二号）</p> <p>（趣旨） 第一条 この規程は、政務調査費の交付に関する条例（平成十三年山口県条例第二十三号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（請求） 第二条 条例第五条第二項の規定による請求をしようとする者は、請求書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（用途の基準） 第三条 条例第六条第一項の用途は、次の各号に掲げる費目ごとにそれぞれ当該各号に定める経費とする。 一 調査研究費 視察の旅費、調査委託料その他の山口県議会議員（以下「議員」という。）が行う県の事務及び地方行財政制度に関する調査研究（以下「調査研究」という。）並びにその委託に要する経費 二 研修費 会費、旅費その他の議員又は議員の使用する秘書等が行う研修会、講演会等への参加に要する経費 三 会議費 施設使用料、器具使用料その他の議員が行う県民の県政に関する要望又は意見を聴取するための会議に要する経費 四 資料費 印刷製本費、書籍購入費その他の議員が行う調査研究のために必要な資料の作成又は購入に要する経費</p>	<p style="text-align: center;">政務調査費の交付に関する条例施行規程 （平成十三年山口県議会規程第二号）</p> <p>（趣旨） 第一条 この規程は、政務調査費の交付に関する条例（平成十三年山口県条例第二十三号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（請求） 第二条 条例第五条第二項の規定による請求をしようとする者は、請求書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（用途の基準） 第三条 条例第六条第一項の用途は、次の各号に掲げる費目ごとにそれぞれ当該各号に定める経費とする。 一 調査研究費 視察の旅費、調査委託料その他の山口県議会議員（以下「議員」という。）が行う県の事務及び地方行財政制度に関する調査研究（以下「調査研究」という。）並びにその委託に要する経費 二 研修費 会費、旅費その他の議員又は議員の使用する秘書等が行う研修会、講演会等への参加に要する経費 三 会議費 施設使用料、器具使用料その他の議員が行う県民の県政に関する要望又は意見を聴取するための会議に要する経費 四 資料費 印刷製本費、書籍購入費その他の議員が行う調査研究のために必要な資料の作成又は購入に要する経費</p>

- 五 広報費 広報資料の印刷費又は送料その他の議員が行う議会における活動状況等の広報に要する経費
- 六 事務所費 賃借料、光熱水費その他の議員が行う調査研究のために必要な事務所の設置又は維持管理に要する経費
- 七 事務費 備品購入費、通信費その他の議員が行う調査研究に伴う事務に要する経費
- 八 人件費 給料、手当その他の議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費

(収支報告書の様式)

第四条 条例第七条第一項及び第二項の収支報告書は、別記第二号様式による。

(収支報告書等の閲覧)

- 第五条 条例第十一条第二項の規定により同項に規定する収支報告書及び領収書等(以下「収支報告書等」という。)を閲覧に供するため、閲覧所を山口県議会事務局総務課に設ける。
- 2 収支報告書等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成十三年四月一日から施行する。

附則(平成十八年議会議程第一号)

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

別記様式略

- 五 広報費 広報資料の印刷費又は送料その他の議員が行う議会における活動状況等の広報に要する経費
- 六 事務所費 賃借料、光熱水費その他の議員が行う調査研究のために必要な事務所の設置又は維持管理に要する経費
- 七 事務費 備品購入費、通信費その他の議員が行う調査研究に伴う事務に要する経費
- 八 人件費 給料、手当その他の議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費

(収支報告書の様式)

第四条 条例第七条第一項及び第二項の収支報告書は、別記第二号様式による。

(収支報告書等の閲覧)

- 第五条 条例第十一条第二項の規定により同項に規定する収支報告書(以下「収支報告書」という。)を閲覧に供するため、閲覧所を山口県議会事務局総務課に設ける。
- 2 収支報告書等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、収支報告書の閲覧について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成十三年四月一日から施行する。

別記様式略